

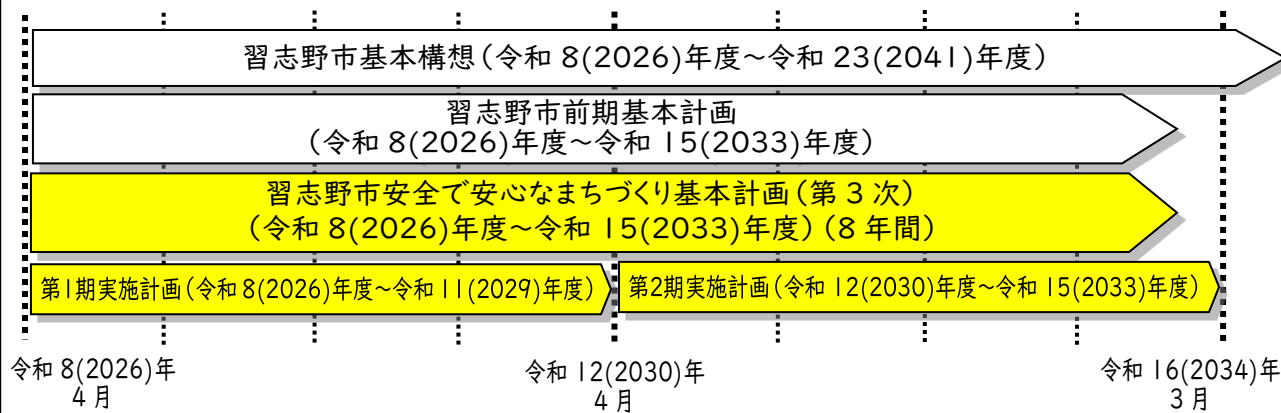
習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第3次）（案）の概要

1. 計画および期間

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画は、「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第3条に基づき、安全・安心まちづくりを推進するための基本計画として位置づけ、今日の地域社会を取り巻く状況を踏まえ、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的として、策定しています。

このたび、現計画の計画期間が令和8(2026)年3月で終了することに伴い、社会情勢の変化による犯罪等を踏まえた「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第3次）」を策定します。

計画期間は、上位計画の習志野市前期基本計画と合わせて令和8(2026)年度から令和15(2033)年度の8年間とし、それぞれ4年間の実施計画を策定します。ただし、計画の期間中でも社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを行います。



2. 課題

本計画では、本市における現状を踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上での課題を以下のとおり整理します。

- 課題① 防犯意識の向上
- 課題② 防犯情報の発信
- 課題③ 地域における防犯力の向上
- 課題④ 犯罪の防止に向けた環境整備
- 課題⑤ こども、高齢者、障がい者への防犯対策

この5つの課題等を踏まえ、基本方針を現計画の4区分から5区分に変更し、それぞれの観点から施策や取り組みを効果的に進めることとします。

3. 目標

市内における犯罪発生件数は、平成26(2014)年と令和6(2024)年を比べると、約4割減少しており、これまでの計画に基づく防犯施策については一定の成果を示しております。

しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪の発生件数は、減少傾向を示しつつも依然として発生しており、予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪のない安全で安心なまちを目指します。

	平成16年 (第1次計画策定時)	平成26年 (現計画策定時)	令和6年
市内犯罪発生件数	4,378件	1,928件	1,139件

4. 内容

習志野市における犯罪発生の現状及び課題を踏まえ、次の5点を基本的な考え方とし、市、市民、事業所がそれぞれ取り組みを行ってまいります。

- （1）市民一人ひとりの防犯意識の向上**
市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識を高めることで、犯罪被害の減少に努めます。
- （2）情報の発信と犯罪被害への不安感の払拭**
様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで、市民が自らの周囲で起こりうるリスクに対して適切に対応できるような環境を作り出すことで犯罪の予防と不安感の払拭を図り、市民が安心して生活が送れるように努めます。
- （3）防犯活動の活発化の推進**
習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会、自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援を行い、これらの団体が防犯活動を継続できるよう活動の活発化を図ります。
- （4）犯罪のないまちづくりへ向けた環境整備**
市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、防犯灯や防犯カメラなど更なる防犯設備の設置推進や、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らすなど、安全で安心して生活できる環境整備を推進します。
- （5）犯罪弱者に対する取り組みの強化**
安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、こどもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を通じて、こどもや高齢者、障がい者をはじめとする犯罪弱者への啓発活動を強化し、危機回避能力の向上を図るとともに、市や関係機関が連携して見守る体制を強化します。

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者がその能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むことが重要であり、警察や各関係機関と相互に連携・協力しながら、すべてが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき、市・市民及び事業者が実施する具体的な取り組みを明確にした「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

